

私立学校における「いじめによる重大事態」への対応について

H29. 5. 19 総合政策部政策局総合教育推進室

1 経過

| 日 程 | 内 容 等 |
|--------|---|
| 平成27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の生徒（以下「A」という。）が、同じ学級の複数の生徒からいじめを受ける事案が発生した。 ・学校は、保護者からの申し出をもとに「いじめによる重大事態」に該当する事案と判断し、知事に報告した。 ・学校は、いじめ防止対策推進法第28条に定める組織を設置して、本事案に関する調査を実施した。 |
| 平成28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校は上記調査の結果報告書（以下「報告書」という。）を作成し、平成28年6月13日、知事に提出した。 ・知事は、「再調査の必要性の有無」について「北海道いじめ調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）に対し意見を求めた。 ・調査委員会は、平成28年7月14日、10月20日、12月1日、平成29年2月22日、5月9日の計5回にわたり審議を実施した。 ・調査委員会は、平成29年5月15日に「再調査の必要性はない」旨を決定し、知事に回答した。 |

2 本事案のいじめの態様等について

報告書によると、本事案におけるいじめの態様等は次のとおりである。

(1) 態様・経緯について

ア Aの保護者は、Aがいじめを受けていることを学校に相談し、学校は事実関係の調査を開始。Aは不登校となった。

イ 学校が事実関係の調査を行っている間に、保護者から改めて、Aが受けたいじめ行為について、文書による申し出があった。その後、保護者からAの精神性疾患に関する診断書の提出があったことから、学校はいじめによる重大事態と判断した。

| いじめの態様 |
|---|
| 叩かれる、蹴られる、つねられる、教材・道具をペンで刺される、筆記具などを床にばらまかれる、鞆を教卓に隠される、LINEで精神的苦痛を受ける文言を送信される、敬語を使わせられる |

ウ いじめ行為を確認後、学校は、加害生徒に対し、いじめを受ける側の立場に立って自分の行為を振り返るよう作文を書かせるなど、数か月間に渡る指導を行った。

(2) 背景について

本事案の背景として、関係する生徒が在籍する学級では、授業中をはじめ学校生活の様々な場面で、ふざけたり、じゃれ合ったりするといった落ち着きのない行動が見られるなど、発達・成

長上の課題が見られ、こうした環境がいじめの発生につながった可能性がある。

また、学校は、事案発覚後、被害生徒側と良好な信頼関係を築くことができなかつたため、関係生徒同士の関係修復に向けた指導が困難になった面があった。

3 再発防止策について

学校は、次のとおり再発防止に取り組むこととしている。

①生徒一人ひとりの状況を把握したきめ細かな指導

- ・発達・成長上の課題や特性を抱えた生徒を含む生徒間の人間関係の細かな変化の把握を記録に残し引き継いでいく
- ・職員会議での情報の共有をリストにして残すという情報の継続的な活用を図る

②いじめの対処等に係る教職員の資質能力の向上

- ・生徒指導に関する専門家等を招いた研修会を実施する
- ・学級運営等に関する勉強会の充実を図る

③いじめの未然防止に向けた校内体制の構築

- ・担任、部活顧問、生徒指導部、学年団による情報の伝達・共有を図る
- ・生徒指導部の増員による体制強化を図る
- ・支援員配置による指導方法の改善を図る
- ・生徒の様々な情報交換のあり様を考えて多角的視点からの情報を線として把握していく

④いじめ問題に対する生徒の理解の向上

- ・生徒が自分の行動について振り返り自主的に討論し、教師とともにいじめ問題を考える機会を設定する
- ・弁護士等による講演会を実施する

⑤保護者との良好な信頼関係の構築

- ・保護者面談を早期に実施する
- ・小学校からの引継ぎの充実化を図る
- ・ITを活用したいじめ通報システムを導入する
- ・保護者向け相談専用メールアドレスを設定する

4 再調査について

調査委員会からの意見を受け、再調査を行わないことを決定した（H29.5.17）